

# 第28回 定時株主総会 招集ご通知

開催  
日時

2019年6月25日（火曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時30分）

開催  
場所

東京都港区新橋一丁目12番9号  
AP新橋 4階 Dルーム  
(A-PLACE新橋駅前)

※開催場所が昨年と異なりますので、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照のうえ、お間違いのないようご注意ください。

## 目次

第28回定時株主総会招集ご通知……………	1
（提供書面）	
事業報告……………	3
連結計算書類……………	22
計算書類……………	25
監査報告書……………	28
株主総会参考書類……………	32
第1号議案   剰余金の処分の件	
第2号議案   定款一部変更の件	
第3号議案   監査役1名選任の件	
第4号議案   補欠監査役1名選任の件	

### 議決権行使期限

2019年6月24日（月曜日）午後6時まで

### ※お土産の廃止について

本年より株主総会ご出席株主様へのお土産を取りやめさせていただきますことになりました。

何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



株式会社 ケアサービス

証券コード：2425

株 主 各 位

東京都大田区大森北一丁目2番3号  
株式会社 ケアサービス  
代表取締役社長 福原 俊晴

## 第28回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第28回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月24日（月曜日）午後6時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2019年6月25日（火曜日）午前10時  
（受付開始時間は午前9時30分となっております。）
2. 場 所 東京都港区新橋一丁目12番9号 A-PLACE新橋駅前  
A P 新橋 4階 Dルーム  
（開催場所が昨年と異なりますので、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照のうえ、お間違いのないようご注意ください。）
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第28期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）  
事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結  
計算書類監査結果報告の件
  2. 第28期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）  
計算書類の内容報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

法令及び当社定款第15条の規定に基づき、本招集ご通知に添付すべき書類のうち連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.care.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。

なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本招集ご通知提供書面への記載のもののほか、連結注記表及び個別注記表として表示すべき事項も含まれております。

また、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類の記載事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社のウェブサイト (<https://www.care.co.jp/>) に掲載させていただきますのでご了承ください。

(提供書面)

## 事業報告

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業業績の持続的な改善により、景気は緩やかな回復基調で推移しましたが、世界的な貿易摩擦の影響などもあり、経済動向に変調の兆しも見受けられました。一方、相次ぐ自然災害の影響や貿易摩擦の激化等による世界経済の減速懸念の高まりを受け、先行きに関する不透明感が増しております。

国内の介護業界におきましては、高齢化がさらに進み、介護サービスの需要は高まっているもののサービスを担う人材の十分な確保が難しく、引き続き介護事業者の大きな経営課題になっております。また、2018年4月には介護報酬改定が実施され、小幅ながらも6年ぶりに介護報酬が引き上げられるとともに、各種加算及び減算要件が設定されました。

このような状況の下、当社グループは、当期を中長期的な成長に向けた筋肉質な収益基盤の土台作りの一年と位置づけ、国内外に向けて当社グループの「介護からエンゼルケアまで」一貫したサービスを提供するための基盤構築を図ってまいりました。

国内の既存事業では、引き続き当社グループの特色である東京23区を中心としたドミナント戦略を推進し事業所の新規開設を進めるとともに、既存事業所の統廃合による効率的な営業展開を図ってまいりました。

また、2018年6月には、「株式会社やさしい手」が運営していた訪問入浴事業の譲受を行ったことにより、現在当社グループの訪問入浴事業が展開する東京23区及び神奈川県横浜市の商圈にさらなる相乗効果を与えることに加えて、新たに埼玉県川口市への進出を図りました。それにより、当連結会計年度までの国内の既存事業の事業所数は、前期末比で新規出店4（デイサービス1、訪問入浴1、福祉用具販売・貸与1、エンゼルケア1）、統廃合に伴う退店3（デイサービス3）の計104事業所となりました。

さらに、東京都が2017年度から開始した人材育成、キャリアパス、ライフワークバランス、職場風土などの「働きやすい福祉の職場ガイドライン」の指標を当社介護事業の都内69事業所が達成し、「T O K Y O働きやすい福祉の職場宣言」の認定事業所として登録されました。

海外事業においては、2018年10月19日開催の取締役会にて、「北京福原順欣養老管理有限公司」を解散及び清算することを決議いたしました。今後は当社グループの中国事業での機能を、2015年8月に中国・上海市に設立した当社100%出資の特定子会社である「上海福原護理服務有限公司」に集約いたします。

その他の事業では、2018年4月より当社グループの人材事業子会社である「株式会社ケアサービスヒューマンキャピタル」において、介護業界を対象にした人材紹介事業を開始いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は8,906百万円（前年同期比3.4%増）、営業利益は225百万円（前年同期比4.1%減）、経常利益は230百万円（前年同期比0.6%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は94百万円（前年同期比20.2%減）となりました。

なお、特別損失として海外子会社の清算等に伴う債権放棄損、関係会社整理損、事業所閉鎖損失、たな卸資産評価損、減損損失を計上しております。

事業部門別の状況は以下の通りであります。

事業部門	前連結会計年度 (自 2017年 4 月 1 日) 至 2018年 3 月31日)		当連結会計年度 (自 2018年 4 月 1 日) 至 2019年 3 月31日)		増減	
	売上高	構成比	売上高	構成比	金額	増減率
	(千円)	(%)	(千円)	(%)	(千円)	(%)
介護事業	6,149,132	71.4	6,321,063	71.0	171,931	2.8
エンゼルケア事業	1,908,494	22.2	1,994,070	22.4	85,576	4.5
サービス付き高齢者向け住宅事業	554,237	6.4	591,358	6.6	37,121	6.7
合計	8,611,864	100.0	8,906,493	100.0	294,628	3.4

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は166百万円で、主なものは情報システム関連投資であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度は、自己資金により所要資金を賄いましたので、特別な資金調達は行っておりません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はございません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

当社は訪問入浴事業のさらなる成長を図るために2018年6月1日付で、株式会社やさしい手が運営する訪問入浴事業を譲受けました。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はございません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得もしくは処分の状況

該当事項はございません。

## (2) 財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 25 期 (2016年 3 月期)	第 26 期 (2017年 3 月期)	第 27 期 (2018年 3 月期)	第 28 期 (2019年 3 月期) (当連結会計年度)
売 上 高 (千円)	8,299,611	8,435,652	8,611,864	8,906,493
経 常 利 益 (千円)	255,815	289,057	232,418	230,975
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	146,655	156,137	118,823	94,843
1 株当たり当期純利益 (円)	75.18	81.12	31.32	25.00
総 資 産 (千円)	2,887,088	2,811,076	2,973,244	3,108,220
純 資 産 (千円)	1,221,939	1,321,552	1,398,455	1,480,068

(注) 当社は、2017年10月1日付で、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、第27期の1株当たり当期純利益については、株式分割が当該期首に行われたものとして算出しております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 25 期 (2016年 3 月期)	第 26 期 (2017年 3 月期)	第 27 期 (2018年 3 月期)	第 28 期 (2019年 3 月期) (当 事 業 年 度)
売 上 高 (千円)	8,297,917	8,430,793	8,601,012	8,873,365
経 常 利 益 (千円)	278,423	331,239	303,888	310,927
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	169,263	198,319	180,098	△39,062
1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失(△) (円)	86.77	103.04	47.48	△10.30
総 資 産 (千円)	2,911,128	2,876,749	3,109,182	3,096,177
純 資 産 (千円)	1,246,563	1,389,865	1,544,359	1,479,690

(注) 当社は、2017年10月1日付で、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、第27期の1株当たり当期純利益については、株式分割が当該期首に行われたものとして算出しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はございません。

#### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
上海福原護理服務有限公司	1,365,000 USD	100%	中華人民共和国における介護事業、介護関連事業及びエンゼルケア事業
株式会社ケアサービス ヒューマンキャピタル	30,000千円	100%	人材紹介、人材派遣及び人事業務代行業
北京福原順欣養老管理有限 公司	10,000,000RMB	60%	中華人民共和国における介護事業及び介護関連事業

(注) 1. 特定完全子会社には該当いたしません。

2. 北京福原順欣養老管理有限公司は、2018年10月20日から現地の法令に従って解散及び清算の手続きを開始しておりますが、清算終了までに1年程度かかる見込みです。

### (4) 対処すべき課題

当社グループが所属する国内の介護サービス産業は高齢化がさらに進み、今後も拡大傾向が続くと予想されます。一方で2018年4月に施行された介護報酬と診療報酬の同時改定によって、全体的にサービス単価が引き下げられたことにより、介護業界を取り巻く環境は依然厳しい状況が続くと想定されます。

このような経営環境に対応するために、当社グループの強みである東京23区を中心としたドミナント戦略の推進により生み出される各サービス間のシナジー効果を十分に活用してまいります。人口密度が高く、移動効率性の良い東京23区は、介護報酬において全国で最も高い地域区分単価が適用されており、当社グループでは今後も引き続き東京23区を中心としたドミナントエリアでの拠点の展開を継続してまいります。しかしながら、今後の新規出店においては、今後の介護保険法改正の動向に加えて、地域の顧客データやテナント賃料、建設コストなどを慎重に見極めて進めてまいります。

また、国内のあらゆる産業において、従事する人材の採用が年々難しくなっており、介護業界においてもサービスを提供するために必要な有資格者をはじめとした介護スタッフの確保と定着は、引き続き大きな経営課題となっております。当社グループでは、人材事業子会社である「株式会社ケアサービスヒューマンキャピタル」を通じて、介護業界全体の課題で



あり差別化要因でもある介護人材の採用と育成に向けて、当社グループ全体の採用力の向上を進めております。加えて、優秀な従業員の育成・定着のために職能や経験に応じたキャリアパスや各種手当の拡充を図ることで、経験を持った優れた人材が引き続き当社グループで活躍できる環境を整備しております。

また、中国では上海市に設立した関係会社を通じて、現在、日本式の在宅介護サービスとエンゼルケアサービスを展開しております。引き続き、経済の発展とともに高齢化の進行が予想される中国において、日本と同様のサービス品質を提供していくためには、当社グループの企業理念である「お客様一人ひとりの尊厳に共感したサービスを提供する」ための現地スタッフの採用と人材育成を重要視し、体制の構築を図ってまいります。

今後、さらに高齢化社会が進行する中で、お客様の人生を最後まで支えるために当社グループの「介護からエンゼルケアまで」一貫したサービスを提供するための収益基盤の構築を引き続き推し進めてまいります。

株主や投資家の皆様との対話や、IR・広報活動の充実、内部統制の整備を通じて、社会からさらに厚い信頼を得ることができるよう努めてまいります。

## (5) 主要な事業内容（2019年3月31日現在）

部 門	主 要 サ ー ビ ス
介 護 事 業 部 門	通所介護サービス、認知症対応型通所介護サービス、訪問入浴サービス、訪問介護サービス、居宅介護支援サービス、福祉用具貸与サービス、特定福祉用具販売サービス、訪問看護サービス、配食サービス、小規模多機能型居宅介護サービス及びこれらの介護予防サービスを提供しております。
エ ン ゼ ル ケ ア 事 業 部 門	湯灌サービス、CDCサービス、クリーンサービスを提供しております。
サ ー ビ ス 付 き 高 齢 者 向 け 住 宅 事 業 部 門	サービス付き高齢者向け住宅の管理運営ならびに特定施設入居者生活介護サービス及び介護予防特定施設入居者生活サービスを提供しております。

(6) 主要な事業所 (2019年3月31日現在)

区 分	所 在 地
本 社	○事務所 (東京都大田区)
介 護 事 業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○デイサービス (東京都：大田区10、杉並区5、世田谷区4、板橋区3、足立区4、品川区2、目黒区1、葛飾区1、北区2、練馬区2、江東区1、墨田区1、荒川区1、豊島区1、江戸川区2、西東京市1、三鷹市1、武蔵野市1)</li> <li>○認知症対応型デイサービス (東京都：大田区2、杉並区1)</li> <li>○訪問入浴 (東京都：大田区2、杉並区2、世田谷区1、品川区1、豊島区1、板橋区1、練馬区1、足立区1、北区1) (横浜市：港北区1、南区1) (埼玉県：川口市1)</li> <li>○訪問介護 (東京都：大田区1)</li> <li>○居宅介護支援 (東京都：大田区2、板橋区2、世田谷区3、杉並区2、足立区1)</li> <li>○福祉用具貸与・特定福祉用具販売 (東京都：大田区1、杉並区1)</li> <li>○訪問看護 (東京都：大田区1)</li> <li>○小規模多機能型居宅介護 (東京都：大田区1)</li> <li>○配食サービス (東京都：大田区1)</li> </ul>
エ ン ゼ ル ケ ア 事 業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○湯灌サービス (山形県2、福島県1、新潟県3、茨城県1、東京都3、神奈川県4、埼玉県1、千葉県4、静岡県1、愛知県1)</li> <li>○CDCサービス (東京都1、神奈川県1)</li> <li>○グリーンサービス (東京都1)</li> </ul>
サービス付き高齢者向け住宅事業	○サービス付き高齢者向け住宅 (特定施設入居者生活介護) (埼玉県：さいたま市3、草加市1)

## (7) 従業員の状況 (2019年3月31日現在)

### ① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
949名	33名増	38.2歳	5.6年

### ② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
927名	37名増	38.3歳	5.7年

(注) 上記従業員のほか、440名の臨時従業員が在籍しております。

## (8) 主要な借入先の状況 (2019年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	275百万円
株式会社みずほ銀行	73
株式会社三井住友銀行	66

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はございません。

## 2. 株式の状況 (2019年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 16,800,000株
- (2) 発行済株式の総数 4,200,000株 (自己株式 406,600株を含む)
- (3) 株 主 数 1,784名
- (4) 大 株 主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
有 限 会 社 友 愛	1,662,800株	43.83%
福 原 俊 晴	542,200	14.29
ケ ア サ ー ビ ス 従 業 員 持 株 会	173,600	4.57
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	96,000	2.53
楠 田 卓	39,200	1.03
伊 藤 政 男	25,700	0.67
世 良 彰 裕	18,300	0.48
巖 津 信 彦	18,200	0.48
板 橋 宏	17,900	0.47
株 式 会 社 S B I 証 券	16,939	0.44

- (注) 1. 自己株式 (406,600株) は上記大株主からは除いております。  
2. 持株比率は、自己株式を控除し、小数点以下第3位を切り捨てて算出しております。

## 3. 新株予約権等の状況

該当事項はございません。

## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (2019年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	福原敏雄	上海福原護理服務有限公司 董事長
専務取締役専務執行役員	石崎利生	社長補佐
常務取締役常務執行役員	富澤政信	第1事業本部長
取締役執行役員	福原俊晴	経営企画部、経理財務部、人事部、総務部管掌 株式会社ケアサービスヒューマンキャピタル 代表取締役社長
取締役執行役員	渡辺桂	事業戦略部管掌
取締役執行役員	三浦裕二	第2事業本部長
取締役	藤好優臣	藤好公認会計士事務所 代表
取締役	森田直行	株式会社NTMC 代表取締役社長 株式会社ブロンコビリー 社外取締役
常勤監査役	江口尚登	
監査役	江越眞	
監査役	園部洋士	林・園部法律事務所 代表弁護士 日本管理センター株式会社 社外取締役監査等委員 株式会社レッグス 社外取締役 東京鐵鋼株式会社 社外取締役監査等委員 株式会社PALTEK 監査役

- (注) 1. 取締役 藤好 優臣及び取締役 森田 直行の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 江越 眞及び監査役 園部 洋士の両氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役 藤好 優臣、取締役 森田 直行、監査役 江越 眞及び監査役 園部 洋士の4氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 2018年6月26日開催の第27回定時株主総会において、取締役 三浦 裕二氏が選任され就任いたしました。
5. 2018年6月26日開催の第27回定時株主総会において、監査役 江口 尚登氏が選任され就任いたしました。
6. 監査役 渡辺 桂氏は2018年6月26日開催の第27回定時株主総会終結の時をもって監査役を辞任し、取締役に選任され就任いたしました。
7. 当社は2018年6月26日開催の取締役会において、執行役員の選任及び役付執行役員の選定を行い、それぞれ就任いたしました。
8. 責任限定契約の内容の概要  
当社は、社外取締役及び監査役全員との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

9. 社外役員の独立性に関する基準

当社は招聘する社外取締役及び社外監査役の独立性については、金融商品取引所が定める独立性の基準を満たすことを前提としております。

10. 取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

役 名	氏 名	職 名
執 行 役 員	太 田 健 太 郎	経理財務部長

11. 2019年4月1日付で次の通り異動がありました。

氏 名	会社における地位及び担当ならびに重要な兼職の状況	
	異動前	異動後
福 原 敏 雄	代表取締役社長 上海福原護理服務有限公司 董事長	代表取締役会長 上海福原護理服務有限公司 董事長
石 崎 利 生	専務取締役専務執行役員 社長補佐	代表取締役社長
富 澤 政 信	常務取締役常務執行役員 第1事業本部長	常務取締役常務執行役員 第1事業部、第2事業本部、第3事業部管掌
福 原 俊 晴	取締役執行役員 経営企画部、経理財務部、人事部、総務部管掌 株式会社ケアサービスヒューマンキャピタル 代表取締役社長	常務取締役常務執行役員 経営企画部、経理財務部、人事部、総務部管掌 株式会社ケアサービスヒューマンキャピタル 代表取締役社長

12. 2019年5月15日付で次の通り異動がありました。

氏 名	会社における地位及び担当ならびに重要な兼職の状況	
	異動前	異動後
福 原 俊 晴	常務取締役常務執行役員 経営企画部、経理財務部、人事部、総務部管掌 株式会社ケアサービスヒューマンキャピタル 代表取締役社長	代表取締役社長 株式会社ケアサービスヒューマンキャピタル 代表取締役社長
石 崎 利 生	代表取締役社長	取締役

**(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額**

区 分	支給人員	支給額
取締役	8名	98百万円
監査役	4名	14百万円
合計	12名	113百万円

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2002年6月27日開催の第11回定時株主総会において年額150百万円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、2002年6月27日開催の第11回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。
3. 上記支給額のうち、社外取締役2名の報酬は7.2百万円であります。
4. 上記支給額のうち、社外監査役2名の報酬は6百万円であります。
5. 当事業年度末の取締役の員数は8名、監査役の員数は3名であります。  
上記監査役の員数と相違しておりますのは、2018年6月26日をもって監査役を辞任し、取締役に就任した渡辺桂氏を含んでいるためであります。

**(3) 社外役員に関する事項**

取締役 藤好 優臣氏

- ① 他の法人等との兼職状況及び当社と当該法人等との関係  
取締役 藤好 優臣氏は、藤好公認会計士事務所の代表を兼務しております。藤好公認会計士事務所と当社は、取引その他特別な関係はございません。
- ② 当期における主な活動状況  
第28期に臨時開催を含め14回開催した取締役会のうち11回に出席し、主に会計士・税理士として培ってきた豊富な経験・見地から、取締役会の意思決定について、適切でさまざまな助言・提言を行っております。

取締役 森田 直行氏

- ① 他の法人等との兼職状況及び当社と当該法人等との関係  
取締役 森田 直行氏は、株式会社NTMCの代表取締役社長及び株式会社ブロンコビリーの社外取締役を兼務しております。株式会社NTMC及び株式会社ブロンコビリーと当社は、取引その他特別な関係はございません。
- ② 当期における主な活動状況  
第28期に臨時開催を含め14回開催した取締役会のうち全てに出席し、会社経営者としての見地から、取締役会の意思決定について、適切でさまざまな助言・提言を行っております。

監査役 江越 眞氏

- ① 他の法人等との兼職状況及び当社と当該法人等との関係  
該当事項はございません。
- ② 当期における主な活動状況  
第28期に臨時を含め14回開催した取締役会のうち全てに出席し、臨時も含めた監査役会は15回中全てに出席しており、主に出身分野である監査法人としての豊富な経験と専門的知見から適切でさまざまな助言・提言を行っております。

監査役 園部 洋士氏

- ① 他の法人等との兼職状況及び当社と当該法人等との関係  
監査役 園部 洋士氏は、林・園部法律事務所の代表弁護士の他に日本管理センター株式会社の社外取締役監査等委員、株式会社レッグスの社外取締役、東京鐵鋼株式会社の社外取締役監査等委員、株式会社PALTEKの監査役を兼務しております。  
林・園部法律事務所、日本管理センター株式会社、株式会社レッグス、東京鐵鋼株式会社、株式会社PALTEKと当社は、取引その他特別な関係はございません。
- ② 当期における主な活動状況  
第28期に臨時を含め14回開催した取締役会のうち全てに出席し、臨時も含めた監査役会は15回中14回に出席しており、主に弁護士としての専門的知見から適切でさまざまな助言・提言を行っております。



## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 PwC京都監査法人

### (2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23百万円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会は、監査体制及び監査項目を検討した結果、当社の規模、複雑性、リスクに照らし、監査報酬額は妥当な額であると同様の判断をいたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はございません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められるとき、または当社にとってより適切な監査体制の整備が必要と判断されるときには、会計監査人を解任または不再任とするための法令に定められた手続きをとる方針であります。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はございません。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

### (1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

① **取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

取締役及び従業員が職務執行において遵守すべき事項を定める「企業理念」、「行動指針」及びそれに基づく日々の行動目標を記した「ケアサービスフィロソフィ」を制定し、周知徹底を図っております。なお、「ケアサービスフィロソフィ」は、法令や社会環境の変化に応じ、随時これを見直してまいります。また、内部通報規程に基づきコンプライアンスに関する相談、通報を受け付ける内部通報制度を設置し長年運用を行っております。

内部監査部門は、当期全社経営方針と内部統制の4つの目的である「業務の有効性と効率性」、「財務報告の信頼性」、「事業活動に関わる法令等の遵守」、「資産の保全」に基づき、経営全般にわたる管理、運用の制度及び業務の遂行状況に対して、内部監査を行っております。また、内部監査部門は、会社が有効・効率的かつ適正に経営目標を達成する為に、その組織の内部において適用されるルールや業務プロセスが整備・運用されていることを検査し、不正や誤謬防止に努めております。内部監査に関する事項は、代表取締役がこれを行っております。

② **取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**

取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録及び各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書その他取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令及び「文書管理規程」等に基づき、定められた期間保存しております。

③ **損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

当社の業務遂行上発生するリスクについては災害時を含む様々な行動基準及び各種業務マニュアルにおいて、その発生時における対応を定め、また、ボイスメール（音声メール）にて緊急連絡体制を敷き、損失の極小化を図っております。

経営戦略に関する意思決定など経営判断に関するリスクについては、取締役会等において十分に議論を尽くし、かつ、必要に応じ外部専門家の意見を徴し、意思決定を行っております。

④ **取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

取締役会は月に1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、法令、定款及び「取締役会規程」等に定める事項について、機動的に意思決定を行っております。

当社の業務執行上の意思決定は、「取締役会規程」等に定める事項を除き、「職務権限規程」等に定める職務権限及び手続きに従って行っております。

- ⑤ **当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制**  
当社及び子会社から成る企業集団は、「ケアサービスフィロソフィ」を共有し、グループ一体となった体制を構築します。
- ⑥ **監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する体制**  
当社は、監査役が必要とした場合、監査役を補助する従業員を置くものとし、その人選については監査役との間で協議するものとします。
- ⑦ **監査役職務を補助すべき従業員の取締役からの独立性に関する事項**  
監査役職務を補助すべき従業員の任命、異動、評価及び懲戒については、事前に常勤監査役に報告し、了承を得たうえで行うものとします。
- ⑧ **取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**  
監査役は、取締役会その他重要な会議に出席いたしております。「稟議規程」によって決裁された起案文書は、すべて監査役に回付されます。  
監査役は、必要に応じて取締役及び従業員から報告を求めることができ、取締役及び従業員は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告いたします。
- ⑨ **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**  
内部監査部門は、監査の方針・計画等について監査役と事前協議を行い、また監査に関する情報交換を行う等、監査役と緊密に連携しております。
- ⑩ **反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況**  
当社は、反社会的勢力対応規程に基づき、社会秩序や市民生活の安全を脅かす反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、さらに反社会的勢力及び団体からの要求を断固拒否し、これらと関係のある企業・団体・個人とは、いかなる取引も行わない方針を堅持しております。  
代表取締役が命ずる者は、警察及び関連団体等との連携に努めており、引き続き反社会的勢力排除のための社内体制の整備・強化を進めております。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

### ① 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び従業員が、現状の法令、社会環境、当社を目指すべき方向性に沿った行動が遵守できるよう、「企業理念」、「行動指針」及びそれに基づく日々の行動目標を記した「ケアサービスフィロソフィ」の部分修正を適宜行っております。また、内部通報規程に基づき、内部監査部門を窓口とした、コンプライアンスに関する相談、通報制度の運用を行っております。

内部監査部門は作成した内部監査計画書に基づき、実施した内部監査結果を代表取締役に報告しております。

### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録や稟議書類等をはじめとする取締役執行上の各種情報について、文書管理規程に基づき適切に記録保存を行っております。

### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

内部監査部門による内部監査及び会計監査人による適時の監査により、法令、定款違反、その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行や事象が発見された場合には直ちに、代表取締役に報告し適切な危機管理を行っております。

### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会規程に基づき定時、または臨時に取締役会を開催しております。また、効率的な職務の執行が行えるよう、取締役間の情報共有を加速する為に日々30分程度の会議を開催しております。

業績のタイムリーな把握については、戦略会議や基幹システムを通じて迅速に報告されております。

### ⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

適宜、取締役会等で、担当取締役、経理財務部長に報告を求め、子会社の運用状況の確認を行っております。

- ⑥ **監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する体制**  
該当事項はございません。
- ⑦ **監査役職務を補助すべき従業員の取締役からの独立性に関する事項**  
該当事項はございません。
- ⑧ **取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**  
監査役の情報収集の体制として、取締役会、他社内での重要な会議へ出席し、代表取締役との意見交換の場を確保すること等に加え、取締役が決裁した社内稟議を監査役が閲覧することで監査役による業務執行状況の確認と監査の実効性に努めております。また、適宜部次長へのインタビューを行い、取締役の業務執行状況を間接的に確認を行っております。
- ⑨ **その他監査役による監査の実効的に行われることを確保するための体制**  
内部監査部門は、監査の方針・計画、内部統制システムの整備・運用状況に関する意見交換を行う等、監査役と緊密に連携しております。また、監査役は会計監査人と定期的な会合を開催し情報交換を行っております。
- ⑩ **反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況**  
反社会的勢力対応規程を制定し、反社会的勢力排除に向けた体制の強化を図っております。既存取引先と過去に締結した契約内容を見直し「反社会的勢力」に関する事項についての条文に不足がある場合は、新たに契約書を締結し直すこと等も行っております。また、新規の取引についても、契約時に厳正なチェックを行い、反社会的勢力と取引を行わないこととしております。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

## 8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値の継続的向上を図るとともに、株主に対する利益還元を経営上の重要な課題として位置付けております。剰余金の配当等の決定につきましては、中長期的な事業計画に基づき、設備投資及び再投資のための内部資金を確保しつつ、株主に対する安定的な配当を実施することを基本方針としております。

## 連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>2,206,547</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>1,148,650</b>
現金及び預金	768,905	買掛金	146,878
売掛金	1,337,842	一年内返済予定の長期借入金	182,480
その他の	100,008	リース債務	27,225
貸倒引当金	△207	未払金	115,270
<b>固 定 資 産</b>	<b>901,672</b>	未払費用	277,132
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>248,727</b>	未払法人税等	98,316
建物	217,599	賞与引当金	130,711
工具、器具及び備品	26,159	事業所閉鎖損失引当金	5,184
その他の	4,968	関係会社整理損失引当金	4,704
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>185,400</b>	その他	160,748
リース資産	117,268	<b>固 定 負 債</b>	<b>479,500</b>
その他	68,131	長期借入金	232,970
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>467,544</b>	リース債務	105,743
敷金及び保証金	278,589	退職給付に係る負債	122,703
繰延税金資産	137,869	その他	18,083
その他	53,364	<b>負 債 合 計</b>	<b>1,628,151</b>
貸倒引当金	△2,279	<b>純 資 産 の 部</b>	
<b>資 産 合 計</b>	<b>3,108,220</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>1,487,531</b>
		資本金	205,125
		資本剰余金	138,075
		利益剰余金	1,292,439
		自己株式	△148,107
		<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>△7,462</b>
		為替換算調整勘定	△7,462
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>1,480,068</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>3,108,220</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		8,906,493
売上原価		7,730,692
売上総利益		1,175,800
販売費及び一般管理費		950,108
営業利益		225,692
営業外収入		
受取利息	272	
受取手数料	2,743	
助成金収入	3,482	
補助金の収入	1,156	
その他	3,053	10,706
営業外費用		
支払利息	1,776	
為替差損	1,084	
その他	2,563	5,423
経常利益		230,975
特別損失		
債権放棄損	27,702	
関係会社整理損	10,606	
事業所閉鎖損	5,440	
事業所閉鎖損失引当金繰入額	5,184	
たな卸資産評価損	4,403	
減損	6,596	59,932
税金等調整前当期純利益		171,042
法人税、住民税及び事業税	122,991	
法人税等調整額	△42,516	80,475
当期純利益		90,567
非支配株主に帰属する当期純損失(△)		△4,275
親会社株主に帰属する当期純利益		94,843

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



## 連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	205,125	138,075	1,223,201	△148,107	1,418,293
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△25,605		△25,605
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			94,843		94,843
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	－	－	69,238	－	69,238
当 期 末 残 高	205,125	138,075	1,292,439	△148,107	1,487,531

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	為替換算 調整勘定	その他の包括利益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	△7,346	△7,346	△12,491	1,398,455
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△25,605
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				94,843
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	△116	△116	12,491	12,375
当 期 変 動 額 合 計	△116	△116	12,491	81,613
当 期 末 残 高	△7,462	△7,462	－	1,480,068

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>流動資産</b>	<b>2,171,317</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,140,537</b>
現金及び預金	710,316	買掛金	150,557
売掛金	1,335,516	一年内返済予定の長期借入金	182,480
その他	174,338	リース債務	27,225
貸倒引当金	△48,854	未払金	114,232
<b>固定資産</b>	<b>924,860</b>	未払費用	275,415
<b>有形固定資産</b>	<b>248,672</b>	未払法人税等	98,316
建物	217,599	賞与引当金	129,568
工具、器具及び備品	26,105	事業所閉鎖損失引当金	5,184
その他	4,968	その他	157,557
<b>無形固定資産</b>	<b>182,971</b>	<b>固定負債</b>	<b>475,949</b>
リース資産	117,268	長期借入金	232,970
その他	65,702	リース債務	103,477
<b>投資その他の資産</b>	<b>493,216</b>	退職給付引当金	122,703
関係会社株式	30,000	その他	16,798
敷金及び保証金	276,570	<b>負債合計</b>	<b>1,616,486</b>
繰延税金資産	135,561	<b>純資産の部</b>	
その他	53,364	株主資本	1,479,690
貸倒引当金	△2,279	資本金	205,125
<b>資産合計</b>	<b>3,096,177</b>	資本剰余金	138,075
		資本準備金	138,075
		利益剰余金	1,284,598
		その他利益剰余金	1,284,598
		繰越利益剰余金	1,284,598
		自己株式	△148,107
		<b>純資産合計</b>	<b>1,479,690</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>3,096,177</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		8,873,365
売上原価		7,698,383
売上総利益		1,174,981
販売費及び一般管理費		876,834
営業利益		298,147
営業外収益		
受取利息	1,034	
受取手数料	2,743	
助成金収入	3,482	
為替差益	3,310	
その他	3,465	14,036
営業外費用		
支払利息	989	
その他	266	1,256
経常利益		310,927
特別損失		
関係会社株式評価損	207,492	
関係会社貸倒引当金繰入額	48,646	
事業所閉鎖損失	5,440	
事業所閉鎖損失引当金繰入額	5,184	
減損損失	693	267,456
税引前当期純利益		43,470
法人税、住民税及び事業税	122,909	
法人税等調整額	△40,375	82,533
当期純損失(△)		△39,062

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

( 2018 年 4 月 1 日から  
2019 年 3 月 31 日まで )

(単位：千円)

	株 主 資 本							純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
				資本準備金	資本剰余金合計			
		繰越利益剰余金						
当 期 首 残 高	205,125	138,075	138,075	1,349,266	1,349,266	△148,107	1,544,359	1,544,359
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当				△25,605	△25,605		△25,605	△25,605
当 期 純 損 失 (△)				△39,062	△39,062		△39,062	△39,062
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	△64,668	△64,668	-	△64,668	△64,668
当 期 末 残 高	205,125	138,075	138,075	1,284,598	1,284,598	△148,107	1,479,690	1,479,690

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2019年5月14日

株式会社ケアサービス  
取締役会 御中

PwC京都監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	齋藤勝彦	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	田村仁	㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ケアサービスの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ケアサービス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2019年5月14日

株式会社ケアサービス  
取締役会 御中

### PwC京都監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	齋藤勝彦	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	田村仁	㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ケアサービスの2018年4月1日から2019年3月31日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第28期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。  
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月15日

株式会社ケアサービス 監査役会

常勤監査役 江 口 尚 登 ㊟

監 査 役 江 越 眞 ㊟

監 査 役 園 部 洋 士 ㊟

(注) 監査役 江越眞及び監査役 園部洋士の両氏は、いずれも会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上



## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要な課題として位置づけており、安定的かつ継続的な配当を実施していくことを基本方針としております。

第28期の期末配当につきましては、上記方針に基づき、株主の皆様への還元強化を図るため、次のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭
- ② 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金 6円 75銭  
配当総額 25,605,450円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2019年6月26日

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

- ①当社グループの事業の多様化に対応するために、現行定款第2条（目的）について追加・変更を行うものであります。
- ②法令に定める監査役員の数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

①

現行定款第2条 目的事項	変更案
<p>1. <u>介護保険法による指定居宅介護支援、介護予防指定居宅介護支援</u></p> <p>2. 介護保険法による次の事業</p> <p>①訪問介護、<u>介護予防訪問介護</u></p> <p>②</p> <p>↳ (条文省略)</p> <p>③</p> <p>④訪問リハビリテーション、<u>介護予防訪問リハビリテーション</u></p> <p>⑤居宅療養管理指導、<u>介護予防居宅療養管理指導</u></p> <p>⑥通所介護、<u>介護予防通所介護</u></p> <p>⑦通所リハビリテーション、<u>介護予防通所リハビリテーション</u></p> <p>⑧短期入所生活介護、<u>介護予防短期入所生活介護</u></p> <p>⑨短期入所療養介護、<u>介護予防短期入所療養介護</u></p> <p>⑩特定施設入居者生活介護、<u>介護予防特定施設入居者生活介護</u></p> <p>⑪福祉用具貸与、<u>介護予防福祉用具貸与</u> (新 設)</p> <p>3. 介護保険法による次の地域密着型サービス事業 (新 設) (新 設) (新 設)</p>	<p>1. 介護保険法による居宅介護支援事業</p> <p>2. 介護保険法による次の居宅サービス事業</p> <p>①訪問介護</p> <p>②</p> <p>↳ (現行どおり)</p> <p>③ (削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>④通所介護 (削 除)</p> <p>⑤短期入所生活介護、<u>介護予防短期入所生活介護</u> (削 除)</p> <p>⑥特定施設入居者生活介護、<u>介護予防特定施設入居者生活介護</u></p> <p>⑦福祉用具貸与、<u>介護予防福祉用具貸与</u></p> <p>⑧特定福祉用具販売、<u>特定介護予防福祉用具販売</u></p> <p>3. 介護保険法による次の地域密着型サービス事業</p> <p>①定期巡回・随時対応型訪問介護看護</p> <p>②夜間対応型訪問介護</p> <p>③地域密着型通所介護</p>

現行定款第2条 目的事項	変更案
<p>①認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護</p> <p>②認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護</p> <p>③小規模多機能型居宅介護</p> <p>④看護小規模多機能型居宅介護</p> <p>⑤定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (新設)</p> <p>4. (条文省略) (新設)</p> <p>5. 健康保険法に基づく訪問看護事業 (条文省略)</p> <p>8. 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業 (新設)</p> <p>9. 老人福祉法に基づく有料老人ホーム事業 (条文省略)</p> <p>35. 葬祭関連機器・用品のレンタル・リース (新設) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>36. 各種研修、セミナーの開催及びコンサルティング (条文省略)</p> <p>59. 前各号に附帯関連する一切の業務</p>	<p>④認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護</p> <p>⑤認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護</p> <p>⑥小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護</p> <p>⑦看護小規模多機能型居宅介護 (削除)</p> <p>⑧地域密着型特定施設入居者生活介護</p> <p>4. (現行どおり)</p> <p>5. 介護保険法による地域包括支援センター受託運営事業</p> <p>6. 健康保険法に基づく訪問看護事業 (現行どおり)</p> <p>9. 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業</p> <p>10. 老人福祉法に基づく老人居宅生活支援事業</p> <p>11. 老人福祉法に基づく有料老人ホーム事業 (現行どおり)</p> <p>37. 葬祭関連機器・用品のレンタル・リース</p> <p>38. 宅地建物取引業務</p> <p>39. 不動産の売買、賃貸、交換、分譲、管理及びその紹介、仲介又は代理業並びにコンサルティング業務</p> <p>40. 建物及び駐車場の管理業務</p> <p>41. 各種研修、セミナーの開催及びコンサルティング (現行どおり)</p> <p>64. 前各号に附帯関連する一切の業務</p>

②

現行定款	変更案
<p>(選任) 第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(選任) 第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>3 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p><u>4 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>

### 第3号議案 監査役1名選任の件

本株主総会の終結の時をもちまして、監査役 江越 眞氏が辞任いたします。つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたく存じます。

なお、福森 久美氏は、江越 眞氏の補欠として選任されますので、その任期は当社定款の定めにより、辞任された監査役の任期の満了すべき時までとなります。

また、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

ふくもり ひさみ  
**福森 久美** (1952年12月13日生)

新任



所有する当社の株式数  
 一株

#### ■ 略歴、当社における地位

1982年4月	日本合同ファイナンス株式会社 (現 株式会社ジャフコ) 入社	2011年6月	株式会社フェローテック (現 株式会社フェローテックホールディングス) 社外監査役 (現任)
1997年6月	同社 取締役	2013年6月	東京エレクトロンデバイス株式会社 社外監査役 (現任)
2001年6月	同社 常務取締役	2015年6月	日本ラッド株式会社 社外監査役 (現任)
2004年4月	株式会社ヴィクトリア 代表取締役社長		
2005年5月	株式会社ジャフコ 常務執行役員		
2006年6月	同社 常勤監査役		
2011年4月	公認会計士福森久美事務所 開設 代表 (現任)		

#### ■ 重要な兼職の状況

- ・公認会計士福森久美事務所 代表
- ・株式会社フェローテックホールディングス 社外監査役
- ・東京エレクトロンデバイス株式会社 社外監査役
- ・日本ラッド株式会社 社外監査役

#### ■ 社外監査役候補者とした理由

福森 久美氏は、公認会計士、税理士としての専門的な知識・経験を当社グループの実効的な監査にいかしていただきたいため、社外監査役候補者としてお願いするものであります。

なお、福森 久美氏は事業法人において経営に関与された経験もあり社外監査役の職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

#### ■ 社外監査役候補者と当社との関係

- ※ 1. 監査役候補者福森 久美氏は社外監査役候補者であります。
- ※ 2. 監査役との責任限定契約について  
 当社は、現在、監査役3氏と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。福森 久美氏が選任された場合に当社は福森 久美氏との間で会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。
- ※ 3. 福森 久美氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

## 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠く場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いいたしたく存じます。

なお、本議案における選任の効力は就任前に限り監査役会の同意のうえ、取締役会の決議によってその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

お どう たか ひさ  
**尾堂 隆久** (1961年1月7日生)

新任



所有する当社の株式数

一株

### ■ 略歴、当社における地位

1984年3月	京セラ株式会社 入社	2013年7月	TAトライアンフアドラーAG 監査役
2004年10月	株式会社ウィルコム 執行役員 総務本部長	2014年6月	京セラドキュメントソリュー ションズジャパン株式会社 監査役
2005年1月	株式会社ウィルコム沖縄 監 査役	2019年4月	経営労務NEXT 代表・社会 保険労務士 (現任)
2010年12月	京セラ株式会社 総務部副部 長		
2013年4月	京セラドキュメントソリュー ションズ株式会社 執行役員 総務本部長		

### ■ 重要な兼職の状況

・ 経営労務NEXT 代表・社会保険労務士

### ■ 補欠の社外監査役候補者とした理由

尾堂 隆久氏は、事業法人において総務・法務、コンプライアンス等の分野における豊富な経験と知見を有しており、上場会社のグループ会社3社で監査役経験もあることから、当社グループの実効的な監査に十分な役割を果たすことが期待できるため、補欠の社外監査役候補者としてお願いするものであります。

### ■ 補欠の社外監査役候補者と： 同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。 当社の関係

- ※ 1. 尾堂 隆久氏は補欠の社外監査役候補者であります。
- ※ 2. 監査役との責任限定契約について  
当社は、現在、監査役3氏と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。尾堂 隆久氏が社外監査役として就任された場合に当社は尾堂 隆久氏との間で会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。
- ※ 3. 尾堂 隆久氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外監査役として就任された場合、同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以上



# 株主総会会場ご案内図

会場

東京都港区新橋一丁目12番9号

**AP新橋 4階 Dルーム (A-PLACE新橋駅前)**

※開催場所が昨年と異なりますので、下記のご案内図をご参照のうえ、お間違いのないようご注意ください。



## 交通のご案内

- JR「新橋駅」銀座口 徒歩1分
- 東京メトロ銀座線「新橋駅」5番出口 すぐ
- 都営浅草線「新橋駅」A2出口 徒歩2分
- 都営三田線「内幸町駅」A2出口 徒歩4分

※お車でのご来場は、ご遠慮ください。

※①②の場所に、弊社社員がご案内させていただきますので  
お気軽にお尋ねください。